

# ごかの お知らせ

## お知らせ

### ■国民健康保険高齢受給者証の更新 (町民税務課)

平成14年10月の法改正により、国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方(既に後期高齢者医療被保険者証を交付されている方は除く)は、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

まだ、更新をされていない方は、新しい高齢受給者証と交換いたしますので、次のものを持参して、町民税務課までお越しください。

#### ○持参するもの

- ・国民健康保険証
- ・現在使用中の高齢受給者証

・印鑑  
○お問い合わせ  
町民G (内線233)

### ■国民年金保険料には免除制度があります(町民税務課)

保険料の免除制度は、「全額免除」及び「半額免除」の2種類でしたが、平成18年7月から「4分の1免除」、「4分の3免除」が新たに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付(一部免除)制度になります。(表1参照)

表1 一部納付(一部免除)の世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		¼納付	½納付	¾納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

納付する月々の保険料額は次のとおりです。(平成20年度)  
4分の1免除 10,810円  
2分の1免除 7,210円  
4分の3免除 3,600円  
これらの制度をご利用いただく場合には、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

なお、一部免除を受け、納付すべき一部保険料が未納となった場合には、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

このほか猶予または免除の制度として、次のものがあります。  
・「若年者猶予制度」30歳未満の方の保険料が猶予(所得審査あり)  
・「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予(所得審査あり)

・「法定免除」障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除  
免除又は猶予された保険料について、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以下に納付する場合は、経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。

※平成19年度に申請免除を承認された方で継続して免除を希望された方の申請は不要となります。(退職による免除を除く)  
※任意加入被保険者は対象となりません。

#### ○対象期間

7月から翌年6月

#### ○年金額

全額免除期間分	1/3
4分の3免除期間分	1/2
2分の1免除期間分	2/3
4分の1免除期間分	5/6

#### ○お問い合わせ

・町民G (内線230)  
・社会保険事務所  
☎0296(25)0811

### ■取り壊し、新築・増築した家屋等はありませんか? (町民税務課)

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋を所有している方にかかります。今年中に家屋等を取り壊したり、新築・増築を予定している方(またはすでに済んだ方)は、早めにご連絡ください。

#### ○お問い合わせ

税務G (内線251)

### ■(福)受給者証の更新はお済みですか? (町民税務課)

6月に新しい(福)受給者証の更新を行いました。まだ引き換え手続きの済んでいない方は、医療費の給付を受けられない場合がありますので、速やかに手続きを行ってください。

#### ○お問い合わせ

町民G (内線300)

### ■個人事業税の定期課税第1期分の納納 (町民税務課)

8月は個人事業税の定期課税第1期分の納期です。8月中旬に納税通知書をお送りしますので、納期限の9月1日(月)までに近隣の金融機関・コンビニまたは県税事務所の窓口で納付してください。また、口座振替をお申し込まれている方は、口座の残高をご確認ください。

なお、新たに口座振替による納税を希望される場合は、お取引の金融機関(ゆうちょ銀行は除く)でお申し込みください。詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

境県税事務所 課税課  
☎(87)1120(代)